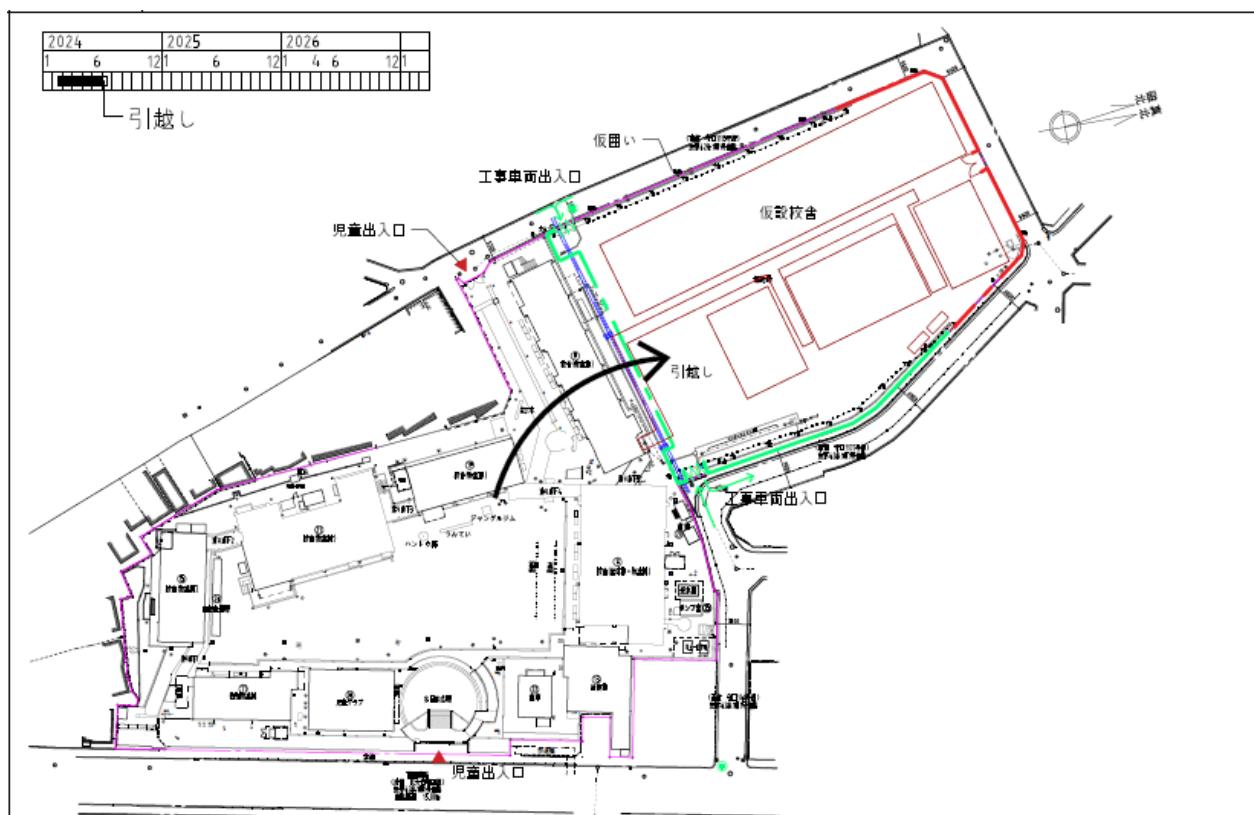


## 守口小学校建設工事に伴う仮設校舎への物品等運搬業務委託 仕様書

1 業務名 守口小学校建設工事に伴う仮設校舎への物品等運搬業務委託

2 目的 本業務は、守口小学校の建替工事に伴い現校舎から仮設校舎へ必要な物品等を運搬する業務とする。

3 場所 搬出元・搬入先： 守口小学校 守口市八島町13番40号



4 契約期間 契約締結日から令和6年8月16日

※契約締結日から運搬日前日までは、打ち合わせ等の準備期間とする。

### 5 業務内容

本業務の内容に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 搬出元・搬入先は、守口小学校とする。
- (2) 物品運搬は、令和6年8月1日～10日の3日間とする。
- (3) 業務時間は、原則として午前9時から午後5時とするが、時間外作業が必要な

場合は別途指示する。

- (4) 運搬物品は、物品リストのとおりとする。
- (5) 搬入先は、物品リスト、図面及び委託者の指示等によること。受託者は、委託者が各室で取りまとめた物品を各階から降ろし積み込み作業を行い、搬入先の委託者の指定する教室等へ運搬すること。
- (6) 受託者は、契約締結後、委託者の指示により、直ちに梱包用段ボール、梱包材、梱包用テープ、引越用カラーラベル（搬入先の階数・設置場所等を記入する項目を設けること。）及び運搬に必要な資材道具等を搬出元へ納品すること。  
なお、段ボール数は3000個とする。
- (7) 運搬する備品等の梱包及び運搬する物品並びに段ボールへの引っ越し用カラーラベルの添付は学校関係者が行う。
- (8) 業務の実施に当たっては、業務責任者を定めるとともに、工程表を作成し、事前に委託者に提出すること。

## 6 搬出入経路

搬出入経路は、図面等に基づき、打ち合わせにより決定する。

## 7 養生

受託者は、下記のとおり必要な箇所を養生すること。なお、作業については細心の注意を払い行うこと。

- (1) 搬出元及び搬入先の校舎の出入り時における通路及び扉等を養生すること。
- (2) 作業完了時まで、養生を完全な状態で維持すること。
- (3) 作業が完了し、委託者の確認を受けた後、養生を撤去すること。

## 8 業務に係る打ち合わせ

委託者及び受託者は、契約締結後、速やかに業務実施日、搬出入経路、運搬物品及び搬入等の業務内容について打ち合わせを行う。

## 9 留意事項

- (1) 受託者は、業務責任者を定め、本業務を円滑に遂行すること。
- (2) 作業員は、服装の統一、腕章を着用するなど、当該業務の従事者であることがわかるようにすること。
- (3) 業務を行うに当たり、受託者は、関係法令等を遵守し、事故防止に万全を期すこと。なお、下記の事項に該当する事故が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。  
①児童・学校職員等の学校関係者、第三者及び受託者の作業にかかる人身事故

- ②作業車両による全ての車両事故
  - ③建物への損傷、破損等の事故
  - ④敷地内通路への縁石、植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故
  - ⑤運搬物品及び保管庫等に対する盗難、紛失、破損等の事故
  - ⑥その他受託者の善管注意義務違反による事故
- (4) 運搬による建物への損傷、破損等に十分に留意すること。
- (5) 運搬に係る事故に備えるための保険をかけるなど十分な措置を講じること。
- (6) 車両の搬出入、積み込み、積みおろし作業を行うに当たり、人員を配置し、歩行者等及び車両の誘導を行い、安全を確保すること。学校関係者、特に児童に対する安全配慮は、万全を期すること。
- (7) みだりに校内・道路に運搬物品を積載し、通行の妨げにならないように配慮すること。
- (8) 搬出元及び搬入先の校内にある設備は、使用許可のあるもののみ使用すること。
- (9) 作業に關係のない場所には立ち入らないこと。
- (10) 当該業務に、機器類の取り外しは含まない。

## 10 報告

- (1) 業務責任者は、委託者及び学校関係者に対して、作業開始時及び作業終了時の報告を行うこと。
- (2) 受託者は、作業の内容等に不測の事態が発生した場合は、速やかにその内容を報告すること。
- (3) 受託者は、業務を完了し、確認を受けた後、完了届を委託者に提出すること。

## 11 その他

- (1) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても業務の範囲内と捉えられるものは、誠意をもって実施すること。作業実施の詳細について疑義が生じた場合は、委託者の指示によること。
- (2) 各感染症拡大防止対策を講じたうえで、業務を行うこと。

## 【学校位置図】

